

NHK 情報公開・個人情報保護審議委員会の個人情報諮問第 18 号に対する意見

1 再検討の求めに至る経緯

本人より、「NHK 松山放送局営業推進部は、本人に説明せず無断で、本人の NHK 放送受信契約書の支払方法を口座振替から 2 か月で 100 円多い継続振込に変更し、4 か月で 200 円多い受信料を不正請求しており、払込請求書には、平成 25 年 12 月～平成 26 年 3 月分の払込請求書を一度送付したことを前提に『払込用紙を再度お送りしています』と記載しているが、本人は平成 25 年 12 月～平成 26 年 1 月分の払込請求書は受領していないため、NHK 松山放送局営業推進部が本人に一度送付したことを証明するもの（返送された返送理由を明記した封筒、簡易書留の証明など）」の開示の求めがあった。

NHK は、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、本人から再検討の求めがあった。

2 NHK の見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

なお、NHK 松山放送局営業推進部は、平成 26 年 2 月～3 月分の払込請求書を既に送付していたため、平成 25 年 12 月～平成 26 年 3 月分の払込請求書に「払込用紙を再度お送りしています」と記載した。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示とした NHK の取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成 26 年 8 月 5 日（第 198 回審議委員会）個人情報 第 18 号諮問、審議、答申